

令和7年第8回日高市農業委員会議事録

開催月日	令和7年8月25日(月)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後3時30分					
閉会時刻	午後4時30分					
議長	福井 一洋					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	吉原 一雄	出席	8	福嶋 輝幸	出席
	2	道谷 淳史	出席	9	清水 典子	出席
	3	瀬良 早苗	出席	10	松田 浩幸	出席
	4	島村 実	欠席	11	鳴河 のり子	出席
	5	金子 純子	出席	12	小岩井 義則	出席
	6	横田 拓也	出席	13	森谷 進	出席
	7	梅澤 三子	出席	14	福井 一洋	出席
推進委員 農地利用最適化	1	山口 順	出席	4	安藤 俊吾	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	加藤 正明	出席
	3	今野 利弘	出席	6	小久保 浩司	出席

議事関係出席者	なし
事務局	事務局長 米澤 和成 主幹 中野 俊彦      主査 小峰 賢一      主任 岡村 厚輝
傍聴人	なし
議事	<p>日程第1      議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2      議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>日程第3      議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>日程第4      議案第25号 農用地利用集積等促進計画(案)の決定について</p> <p>日程第5      専決処分について</p> <p>その他</p>

議 長

これより、議事に入ります。

#### 日程第1 議事録署名委員の指名

農業委員会会議規則第14条の規定によりまして、議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は、12番、13番にお願いします。

#### 日程第2 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第23号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。議事に入る前に議事参与の制限により、〇〇委員は退室願います。

(〇〇委員退室)

議事に入ります。事務局より、申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。

申請地は〇〇地内で、〇〇沿いに〇〇がある押しボタン信号の交差点を南へ200m進んだ右側の農地です。現地は、草刈されてきれいに管理されていました。

事 務 局

譲受人は、主に栗を栽培する農業者です。年間の農業従事日数は270日、妻は210日従事しています。経営面積は約15,000㎡。また、軽トラックやトラクター、耕うん機、乗用草刈り機を所有しています。申請地は、市外の法人が取得した土地ですが、今まで作付けや管理が不十分な土地でした。今回、申請者の住宅からも近い立地であり、栗の圃場を増やしたいとのことで申請に至っています。

ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は許可と決しました。

〇〇委員は入室してください。

委 員

(〇〇委員入室)

議 長

#### 日程第3 議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第24号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。議事に入る前に議事参与の制限により〇〇委員は退出願います。

(〇〇委員退室)

議事に入ります。事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。

事 務 局

申請地は〇〇地内、国道〇〇号線を南に向かい〇〇市境の左手になります。現地は、きれいに耕うんされていました。

借受人は、運送業を営む事業者で、コンビニエンスストアの配送及び食品の仕分け業務をしています。〇〇市に営業所があり事業拡大のため〇〇付近に移

転を計画し現在物流倉庫を建設中です。現在建設中の敷地だけでは、運送用のトラック及び従業員の自家用車の駐車スペースが足りないことから、〇〇からも近く建設中の物流倉庫からも近い申請地を駐車場用地として計画したとのことです。事業費に対して、金融機関から残高証明及び融資証明書が提出されております。申請地の農地区分は第2種農地となり、計画目的について妥当であると思われ、

議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑ありましたらお願いします。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

〇〇委員は入室してください。

(〇〇委員入室)

続いて2番の議事に入ります。事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。

事務局

申請地は、〇〇地区南西の直角カーブから北に約400m進み、左折して約100m進んだ左手の農地となります。現地は草刈され、きれいに管理されておりました。

借受人は、〇〇区に本店のある総合建設業を営む事業者です。東京電力が発注する電気管路工事の仮設資材置場用地として一時転用の計画をしています。本件の事業計画は〇〇地内、〇〇から〇〇を終点として、管路工事を行うものです。工事にあたり資材及び工事車両置場が必要となることから、一時転用をしたいとのことです。事業費に対して全て自己資金にて対応することとしており、金融機関から残高証明書が提出されております。申請地の農地区分は第1種農地となりますが、一時転用申請であることまた、農用地利用適合証明書の申請がされていることから、計画目的に必要性があると思われ、

議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑ありましたらお願いします。

12番

埋設工事とのことですが、送電線を全ての区間で道路の下に埋設する計画ですか。

事務局

〇〇地内から〇〇地内まで全て道路の下に埋設する計画となります。

1番

埋設する送電線は道路部分のみで民地には埋設はないということですか。

事務局

全て道路用地のみに埋設する計画です。

委員

工事の工法はシールド工法により機械でトンネルを掘り進めて周囲をセメントで固めながら送電線のケーブルを埋設していく工事だと思われ、どうですか。

事務局

工事はシールド工法により施工すると説明を受けています。

議長

他に質疑等ありますか。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5

委員  
議長

条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

異議なし。

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

続いて3番の議事に入ります。本件担当の委員より申請地の状況について説明をお願いします。

10番

申請地は〇〇地内で、〇〇の東側です。現地は20cm程度の草が生えていました。

議長  
事務局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

譲受人は、申請地において、〇〇の〇〇を対象に、地域活性化のために地元で生産された花なす、ゆず、唐辛子、玉ねぎ、卵などの農産物を販売する店舗用地としての利用を計画しており、〇〇に合わせ9月許可日からの2か月間一時転用するものです。当該申請地は、店舗用地として利用しますが、現地の形状変更をしないことやテント等の器具等を設置するのみのため、申請地及び隣接地への影響はないと思われます。昨年も同様に申請されており、一時転用後は現地を農地へ復元しています。

議長

ただいま、〇〇委員及び事務局より説明がありましたが、質疑ありません。

委員  
議長

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員  
議長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

#### 日程第4 議案第25号 農業中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積促進計画(案)の決定について

議案第25号農業中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積促進計画(案)の決定について審議に入ります。

議長  
8番

本件担当の委員より申請地の状況について説明をお願いします。

先日、現地を確認してきました。資料案内図が3ページありますので順番に説明します。始めに利促-1-1から説明します。場所は、〇〇から北へ100mのところ。利促-1-2は、その東側です。2箇所ともネギが作付けされていました。利促-1-3は、県道〇〇より南側で、料理屋の〇〇から南に200mのところになります。現地は多少草が生えていました。

議長  
事務局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

借受人は、市内でネギを中心に栽培する農地所有適格法人です。法人構成員の年間農業従事日数は、2名とも300日とのこと。経営面積は約7.7ha、ネギの収穫機やトラクター、管理機等の耕作機械も多数所有しています。経営地の近くにて、新規で農地を集積して経営拡大を図りたいとのこと。

議長

ただいま、〇〇委員及び事務局より説明がありましたが、質疑または、意見がありましたらお願いします。

委員 議長	<p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。お諮りします。今回の計画について、「意見なし」ということでよろしいでしょうか。</p>
委員 議長	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件について「意見なし」で回答します。</p> <p>続いて、議事に入る前に議事参与の制限により、〇〇委員は退室願います。</p>
事務局	<p>(〇〇委員退室)</p> <p>2番の議事に入ります。事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>申請地は、申請人の住宅西側の鉄塔の下になります。現地は、茄子やサトイモが作付けされていました。申請人は、露地野菜を栽培する認定農業者です。年間の農業従事日数は300日、家族〇〇人が従事しており、常時雇用者も〇〇名います。経営面積は約6haです。また、トラクターやトラック、管理機等の農機具も多数所有しています。経営地の近くにて、新規で農地を集積して経営拡大を図りたいとのことです。</p>
議長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑または、意見がありましたらお願いします。</p>
委員 議長	<p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。お諮りします。今回の計画について、「意見なし」ということでよろしいでしょうか。</p>
委員 議長 議長	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件について「意見なし」で回答します。</p> <p>〇〇委員は入室してください。</p> <p>(〇〇委員入室)</p>
10番	<p>3番の議事に入ります。 〇〇委員より申請人の状況について説明をお願いします</p>
議長 事務局	<p>申請地は、県道〇〇線の〇〇交差点から、〇〇方面へ400m進んだ左側になります。現地は、カボチャやサトイモ、びわ、山桃が作付けされていました。</p> <p>続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>借受人は、東京都〇〇市で子育て関係の事業を行うNPO法人となります。保育園を開設しており、保育園の園児が遠足を兼ねて、当該申請地で収穫体験等が行える環境を整えることを目的としています。理事長が年間通して、草刈り等の管理を行っております。申請地は、令和元年から借り受けており、栗やサクランボ、山桃等の果樹が植えられています。今回、農業経営基盤強化促進法から、農地中間管理事業への切り替えの申請となります。</p>
議長	<p>ただいま、〇〇委員および事務局より説明がありましたが、質疑または、意見がありましたらお願いします。</p>
委員 議長	<p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。お諮りします。今回の計画について、「意見なし」とい</p>

委員	うことよろしいでしょうか。
議長	異議なし 異議なしと認めます。本件について「意見なし」で回答します
議長	<b>日程第5 「専決処分の報告」について</b> 日程第5 「専決処分の報告」について、農地法第4条第1項第7号が1件、農地法第5条第1項第6号が3件あります。質疑がありましたらお願いします。
委員	ありません。
議長	以上で、本日の審議事項等すべて終了しました。

署 名

この議事録は、農業委員会事務局が作成したものであるが、議事録の内容が正当であることを証するため、ここに署名する。

議 長

\_\_\_\_\_

議 事 録 署 名 委 員

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_